

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の
被扶養者の収入確認の特例に関する Q & A

【制度等について】

Q 1 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例とは、どのような内容ですか。

A 1 組合員の被扶養者になれる者は、「主として組合員の収入により生計を維持」しており、収入要件としては「恒常的な収入が年額 130 万円未満」（60 歳以上または障害を事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者の扶養限度額は年額 180 万円（※1））であることが必要です。

なお、アルバイトやパート等の給与収入については、年額ではなく月額で判断する方が実情に則しているため、月額の扶養限度額（月額 10 万 8,334 円未満、60 歳以上または障害を事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者は月額 15 万円未満（※1））を設定しています。

今般の特例措置は、本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、被扶養者の収入確認の際には上記の収入に算入しないという特例を講ずるものです。

（※1）被扶養者の収入の扶養限度額は令和 5 年 4 月 1 日から変更されています。

①令和 5 年 3 月 31 日まで

被扶養者	扶養限度額
60歳未満(障害年金受給者を除く。)	130万円(年額)
60歳未満(障害年金受給者)	180万円(年額)
60歳以上(公的年金等を受給していない者)	130万円(年額)
60歳以上(公的年金等受給者)	180万円(年額)

②令和 5 年 4 月 1 日から

被扶養者	扶養限度額
60歳未満(障害年金に該当する程度の障害がある者を除く。)	130万円(年額)
60歳未満(障害年金に該当する程度の障害がある者)	180万円(年額)
60歳以上	180万円(年額)

【対象者について】

Q 2 特例措置は、どのような方が対象になるのでしょうか。

A 2 本特例措置の対象者は、新型コロナワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）となります。

具体的には、ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む。）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方が対象となります。

Q 3 医療職ではありませんが、新たにワクチン接種会場の受付、医療機関の受付等で勤務しようとしています。特例措置の対象となるのでしょうか。

A 3 特例措置の対象とはなりません。（※2）

Q 4 看護師の有資格者ですが、新たにワクチン接種会場の受付、医療機関の受付等で勤務しようとしています。特例措置の対象となるのでしょうか。

A 4 ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む。）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する場合には特例の対象となりますが、その他の場合は特例措置の対象とはなりません。（※2）

Q 5 看護師の有資格者ですが、看護師としてではなく事務職として医療機関の受付等で勤務しています。雇用契約には変更はなく、ワクチン接種に伴って残業が増加しています。特例措置の対象となるのでしょうか。

A 5 特例措置の対象とはなりません。（※2）

Q 6 医療機関で看護師として勤務していますが、ワクチン接種の業務には関わっていません。雇用契約には変更はありませんが、ワクチン接種に伴って残業が増加しています。特例措置の対象となりますか。

A 6 特例措置の対象とはなりません。（※2）

（※2）ワクチン接種業務に従事する医療職以外で、新型コロナウイルス感染症への対応等を理由として収入が一時的に増加した被扶養者に係る取扱いについては、その収入確認に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に伴う各種給付金の受給または一時的な収入増加等があった場合の被扶養者の収入の取扱いについて」（令和2年8月11日付け千共保第343号）において、以下のような取扱いを示しています。

・ 例えば、当初は想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること。

・ 被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。

また、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の特例の延長に伴い、新型コロナウイルス感染症への対応等を理由として収入が一時的に増加した被扶養者に係る取扱いについても引き続き対応することとしています。

(勤務先に給与等の証明を受ける書式について、新型コロナウイルス感染症への対応による一時的な収入増加額に関する欄を設けたものを作成していますので、必要に応じてご利用ください。)

【対象となる収入について】

Q 7 特例措置の対象となる収入は何ですか。

A 7 特例措置の対象となる収入は、高齢者向けの新型コロナワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和6年3月末までのワクチン接種業務に対する賃金となります。(インフルエンザウイルスワクチン等、他のワクチン接種業務に対する賃金は対象となりません。)

Q 8 ワクチン接種会場で看護師としてワクチン接種業務に従事しました。日給2万円で5日間勤務したのですが、対象収入はどうなりますか。

A 8 ご質問のケースでは、日給2万円×5日間の10万円が特例措置の対象となります。

Q 9 医療機関で看護師として勤務しました。月給10万円で勤務しましたが、ワクチン接種とそれ以外の勤務の両方を行っています。対象収入はどうなりますか。月給10万円すべてが特例措置の対象となりますか。

A 9 特例措置の対象となる収入は、新型コロナワクチン接種業務に対する賃金となります。

このため、各事業者が対象収入を算定するに当たっては、例えば、ワクチン接種日や接種業務時間が決まっている場合には、

- ・ 時給制の場合には、ワクチン接種日の勤務時間や接種業務時間に時給を乗じる
- ・ 月給制の場合には、賃金をワクチン接種日の日数や接種業務時間とその他の業務の日数や業務時間と按分する

などして、合理的な方法で対象収入を計算することになります。

なお、共済組合が「別紙1」に記載された対象収入を確認する際、雇用契約書等の添付書類を求める場合があります。

Q 10 ワクチン接種業務への勤務と同タイミングで別のアルバイトも始めています。どちらの収入も特例措置の対象になるのでしょうか。

A 10 特例措置の対象となる収入は、新型コロナワクチン接種業務に対する賃金となります。

質問のケースでは、別のアルバイトの収入は特例措置の対象とはなりません。

Q 11 令和 6 年 3 月の賃金が令和 6 年 4 月に支給された場合は対象となりますか。

A 11 特例措置の対象となる収入は、高齢者向けの新型コロナワクチン接種が始まった令和 3 年 4 月からワクチン接種の実施期間である令和 6 年 3 月末までのワクチン接種業務に対する賃金となるため、令和 6 年 3 月の賃金が令和 6 年 4 月に支給された場合も、特例措置の対象となります。

Q 12 ワクチン接種会場への交通費が支給された場合、この交通費は特例措置の対象となりますか。

A 12 交通費についても特例措置の対象となります。

【申立書（別紙 1）について】

Q 13 申立書はいつ、どこへ提出するのですか。

A 13 組合員が「新たに被扶養者の認定の申告」を行うとき、または共済組合においてすでに認定されている被扶養者の「扶養事実確認調査（検認）」を行うときには対象者の収入を確認します。

これらの場合に、組合員が勤務している所属所の共済事務担当課へ（担当課から共済組合へ）、通常提出が求められる書類（例：所得証明書・給与明細書など）と併せて、申立書を提出することになります。

申立書には、ワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額について、事業者（市（区）町村又は医療機関）から証明を受けてください。

Q 14 申立書（別紙 1）にはどの期間に対応する収入を証明して貰えば良いのでしょうか。

A 14 共済組合が被扶養者の収入確認を行うタイミングは大きく分けて下記の 2 つとなります。

【組合員が被扶養者の認定の申告を行う場合】

例) 令和 5 年 4 月に組合員が資格取得するにあたり、被扶養者の認定の申告を行う場合

⇒直近 3 ヶ月分の給与収入証明（雇用契約書、収入証明書等）の提出が必要となる。併せて、令和 5 年 1～3 月分の給与収入に対する申立書を提出。

【扶養事実確認調査（検認）の書類を提出する場合】

○ 毎年 7 月下旬から調査が行われており、添付書類として当年度の所得証明書及

び当年4月～6月の給与収入証明の提出が必要となる。

⇒ ① ワクチン接種業務の収入が給与収入証明に反映され、収入限度額を超過している場合、超過している期間について申立書の添付が必要となる。

例) 令和5年7月の「扶養事実確認調査(検認)」時に添付する令和5年4月～6月の給与収入証明の収入額が限度額を超過している場合、令和5年4月～6月の収入に対する申立書の添付が必要となる。

⇒ ② 所得証明書には、各年度の前年1月～12月の所得の収入の状況が記載されるが、ワクチン接種業務の収入が所得証明書に反映され、収入限度額を超過している場合、超過している期間について申立書の添付が必要となる。

例) 令和5年7月の「扶養事実確認調査(検認)」時に添付する所得証明書の収入額(令和4年1月～12月)が限度額を超過している場合、令和4年1～12月分の収入に対する申立書の添付が必要となる。

Q15 もともと勤務していた医療機関でワクチン接種業務を行ったほか、自治体のワクチン接種会場で勤務しました。申立書はそれぞれの事業所毎に作成するのでしょうか。

A15 複数の事業所においてワクチン接種業務に従事した場合には、それぞれの事業所毎に申立書を作成することになります。

【その他について】

Q16 この特例の対象となれば、絶対に被扶養者で居続けられるということでしょうか。

A16 新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る収入を除外しても、なお、年間収入見込みが130万円以上となる場合などにおいては、被扶養者から外れることもあります。また、健康保険(共済組合を含む)の被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者から外れることも考えられます。

Q17 医療機関において正社員として働いており、社会保険の被保険者となっています。ワクチン接種業務に従事したのですが、被扶養者になることはできますか。

A17 社会保険の適用事業所において、正社員として働かれる場合や、パート・アルバイト勤務であっても短時間労働者の社会保険の適用条件を満たす場合には、社会保険の被保険者となる必要があるため、被扶養者とはなりません。

Q18 医療機関で新しく働こうとしています。ワクチン接種業務に従事するのですが、社会保険の適用条件を満たしているため、健康保険に加入することになると事業主から伝えられました。被扶養者のままでいることはできますか。

A18 社会保険の適用事業所において、正社員として働かれる場合や、パート・アルバイト勤務であっても短時間労働者の社会保険の適用条件を満たす場合には、社会

保険の被保険者となる必要があるため、被扶養者とはなりません。